

福島県労働審議会条例

(設置)

第1条 労働者の福祉の増進並びに雇用及び就業の促進その他の労働施策に関する重要事項について調査審議を行わせるため、知事の附属機関として福島県労働審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第91条第1項の合議制の機関は、前項に規定する審議会とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時に、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第1号及び第2号に掲げる者のうちからそれぞれ任命される委員の数は、同数とする。

- 1 労働者を代表する者
- 2 事業主を代表する者
- 3 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、前条第1項第3号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、商工労働部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(福島県職業能力開発審議会条例の廃止)

2 福島県職業能力開発審議会条例(昭和44年福島県条例第56号)は、廃止する。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。